要届出業務上取扱者　届出の記載上の注意

R8. 10. 13

毒物劇物を取扱う者のうち、次の事業を行う者は、事業場ごとに業務上取扱者の届出が必要です。

事業の種類	取扱う毒物・劇物
電気めっき業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
運送業(※)	「毒物及び劇物取締法施行令別表第二」に掲げる物
しろあり防除業	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

※最大積載量が 5,000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」」という)に固定された容器を用い、又は内容積が四アルキル鉛を含有する製剤を運搬する場合は 200 リットル、それ以外の毒物又は劇物を運搬する場合は 1,000 リットル以上の容器を大型自動車に積載して行う運送の事業

●新規届出(毒劇物を取扱うこととなった日から 30 日以内に届出が必要です。)

<table>
<tr><td colspan="2">毒物劇物業務上取扱者届書
別記第 18 号様式(第 18 条関係)</td><td colspan="3">「取扱品目」欄は以下のとおり記載
・電気めっき業、金属熱処理業の場合：無機シアン化合物
・運送業の場合：取扱う品目の名称（施行令別表第二のとおり等）
・しろあり防除業の場合：砒素化合物</td></tr>
<tr><td colspan="2">平面図</td><td colspan="3">1　工場内の平面図（廃水処理施設の位置、めっき槽の位置、毒物劇物貯蔵・陳列設備の位置等を記載）
2　毒物劇物貯蔵・陳列設備は、別紙「毒物劇物貯蔵・陳列設備基準の概要」を遵守してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">毒物劇物取扱責任者設置届
別記第8号様式(第5条関係)</td><td colspan="3">「毒物劇物取扱責任者の資格」欄は、別紙「毒物劇物取扱責任者となるために必要な資格とは」を確認し、以下の1～3いずれかを記載</td></tr>
<tr><td rowspan="10">添付書類</td><td rowspan="7">資格証明書</td><td colspan="2">資　格</td><td>資格証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬剤師（法第８条第１項第1号）</td><td>薬剤師免許証の写し（本証を持参）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
（法第８条第１項第2号）</td><td>(1) 大学等</td><td>ア～エ：卒業証書の写し（本証を持参）
又は卒業証明書
オ　：単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>(2) 高等専門学校</td><td>工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者：卒業証書の写し（本証を持参）
又は卒業証明書
学科名により判断できない場合：単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>(3) 専門課程を置く専修学校（専門学校）</td><td>応用化学に関する学課を修了した者
：単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>(4) 高等学校</td><td>応用化学に関する学課を修了した者
：単位修得証明書</td></tr>
<tr><td>(5) 大学院</td><td>ア～エ：卒業証書の写し（本証を持参）
又は卒業証明書
オ　：単位修得証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">各都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者（法第８条第１項第3号）</td><td>合格証書の写し（本証を持参）</td></tr>
<tr><td>証書</td><td colspan="3">毒物劇物取扱責任者が申請者（法人の場合を含む）に雇用されている場合に必要</td></tr>
<tr><td>診断書</td><td colspan="3">1　毒物劇物取扱責任者が「精神機能の障害により欠格事由に該当する者」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者」でないことを証する医師の診断書が必要
2　診断年月日から３か月以内のものが必要</td></tr>
<tr><td>宣誓書</td><td colspan="3">毒物劇物取扱責任者が自署</td></tr>
</table>

●以下の事項を変更した場合

・開設者の氏名又は住所（法人にあっては法人名及び主たる事務所の所在地）
・取扱品目
・事業場の名称
・事業場の構造設備の主要部分
・取扱う毒物劇物の品目

変　更　届 別記第 19 号様式の(1)(第 18 条関係)		この届書は、変更後 30 日以内に提出してください。
添付書類	戸籍抄本等	1　開設者の氏名又は住所（法人にあっては法人名及び主たる事務所の所在地）が変更になった場合 2　法人名又は主たる事務所の所在地の変更の場合は、添付書類不要
	平　面　図	構造設備の主要部分の変更の場合（新・旧図面）

●毒物劇物取扱責任者を変更した場合

毒物劇物取扱責任者 変　更　届 別記第9号様式(第5条関係)	この届書は、変更後 30 日以内に提出してください。
添　付　書　類	**●新規届出**「毒物劇物取扱責任者設置届」参照

●廃止した場合

廃　止　届 別記第 19 号様式の(2)(第 18 条関係)	この届書は、廃止後 30 日以内に提出してください。
添　付　書　類	身分証明書を持参してください。

≪問い合わせ先・提出先≫
〒125-0062
葛飾区青戸 4-15-14(健康プラザかつしか２階)
葛飾区保健所　生活衛生課　医薬担当係
電　話：０３（３６０２）１２４２
ＦＡＸ：０３（３６０２）１２９８

▼事前相談受付フォーム（ページ番号 1038884）

▼医療安全情報（ページ番号 1037766）

毒物劇物取扱責任者となるために必要な資格とは

毒物及び劇物取締法第８条に定める毒物劇物取扱責任者となれる資格は次のとおりです。

１　薬剤師（法第８条第１項第１号）
２　厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者（法第８条第１項第２号）
３　各都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者（法第８条第１項第３号）

注釈：２の「厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者」とは、次のとおりです。

（1）大学等

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（同法第 108 条第 3 項に規定する短期大学を含む。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において、応用化学に関する学課を修了した者。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア　薬学部
イ　理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る。）、生物化学科等
ウ　農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等
エ　工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等
オ　化学に関する授業科目の単位数が必須科目・選択科目等を合わせて 28 単位以上となる又は必修科目の単位中 50%以上である学科

ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には、単位数に算入して差し支えないこと。また、名称のみでは判断できない場合は、シラバスやカリキュラムにより授業内容を確認すること。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等、有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

工業技術基礎、課題研究：化学に関する科目とみなされる。この場合は応用化学に関する学課を修了したことを証する書類に、科目名「(化学)」等の字句が明示され証明してあるものに限る。　例「工業技術基礎(化学)」

（2）高等専門学校

学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者。ただし、学科名により判断できない場合には、(1)のオを準用し、化学に関する科目を 28 単位以上修得していること。

（3）専門課程を置く専修学校（専門学校）

学校教育法第 124 条に規定する専修学校のうち同法第 126 条第２項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25 単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

（4）高等学校

学校教育法第 50 条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）第２条第３項に規定する実業高校を含む。）において、応用化学に関する学課を修了した者については、25 単位以上の化学に関する科目を修得していること。化学に関する科目については(1)のオを準用する。

（5）大学院

学校教育法第 97 条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者であること。応用化学に関する研究科への該当性の判断においては(1)のア～オを準用する。なお、(1)のオを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えないこと。

注釈：ただし、次の方は毒物劇物取扱責任者となることができません。

１　18 歳未満の者
２　心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
３　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
４　毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者

毒物劇物貯蔵・陳列設備基準の概要（法第 12 条第3項、規則第4条の4第1項）

１　毒劇物と、その他の物とを区分して貯蔵できるものであること。
２　毒劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
３　毒劇物を貯蔵・陳列する設備に、鍵をかける設備があること。
４　毒劇物を貯蔵・陳列する設備に、毒物の場合は「医薬用外毒物」、劇物の場合は「医薬用外劇物」の表示があること。

≪問い合わせ先≫　葛飾区保健所　生活衛生課　医薬担当係　電話：03-3602-1242